

## 公共建設発生土処分に関する「指定処分（A）（指定処分場）」特記仕様書

### 1. 適用

本特記仕様書は、寒川町が発注する公共工事に伴い発生する建設発生土の処分に際し適用する。

### 2. 受け入れ場所

- (1) 処分場等の名称：赤羽根公共建設発生土搬入場所  
 (2) 場 所：【第1搬入場所】茅ヶ崎市赤羽根4021-1外  
 【第2搬入場所】茅ヶ崎市赤羽根3853外

### 3. 受入条件

- (1) 搬入可能日：原則として月曜日から金曜日  
 (2) 搬入時間：昼間 8：00～12：00 13：00～17：00  
 (3) 土質条件：第1種から第3種発生土  
 (4) 搬入費：

単位：1.0m<sup>3</sup> (地山)

土 質	搬入時間	搬入費（税別）
第1種～第3種	昼 間	設計書参照
	夜 間	

### (5) ダンプトラック1台当たりの積載量

車 種	積載土量	備 考
2t車	1.111	土砂の単位体積重量 1.8t/m <sup>3</sup>
3t車	1.666	
4t車	2.222	
8t車	4.444	
10t車	5.277	同 1.895t/m <sup>3</sup>

### 3. 土質区分

建設発生土の土質区分は、別表の「土質区分基準」による。

### 4. 搬入手続

- (1) 受注者は、「公共建設発生土搬入（変更）申込書」（別紙1）を作成し、監督員の証明及び本町公共建設発生土担当者の確認を受けた後、藤沢土木協同組合へ提出し発行される土砂搬入整理券により搬入すること。

なお、当該申込書を提出するときは、監督員が押印した「土砂検定調書」（様式1）、「土壌簡易検査調書」（様式A）の写しを添付すること。

- (2) 連絡先 藤沢土木協同組合 住 所 藤沢市鵜沼石上二丁目6番10号  
 TEL 0466-26-5060  
 FAX 0466-26-9041

### 5. 搬入報告

受注者は、本工事で発生した建設発生土を指定受入地へ搬入を完了をしたときは、藤沢土木協同組合が発行する「公共建設発生土搬入証明書」を監督員に提出すること。

6. 受注者は、「土壌の汚染に係わる環境基準について（平成3年8月23日環境省告示第46条）」、「土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例第35号）」、「神奈川県土砂の適正管理に関する条例（平成11年3月16日条例第3号）」等の関係法令等に従い適正な処理を実施するとともに、土砂検定基準については、土壌簡易検査に関する特記仕様書及び神奈川県の「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成26年8月19日建リ第52号）」に準拠すること。

7. 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）」に基づく再生資源利用促進計画書及び再生資源利用促進実施書を提出すること。  
 なお、記載内容は神奈川県建設発生土入力方法統一基準により次のとおりとする。

搬出先名称	区 分	搬 出 先 場 所 (市 町 村 名)	搬出先場所 (地 先)	施 工 条 件	搬 出 先 の 種 類	
					コ-ト	コ-ト の 説 明
赤 羽 根 受 入 地	民 間	神奈川県茅ヶ崎市	赤 羽 根	A 指 定	6	ストックヤード  (再利用先工事が決定)

8. 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、処分地が存する市に「建設発生土搬出のお知らせ」を提出すること。（100㎡以上）

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	細区分*2),3),4)	コーン 指数 qc*5) (kN/m <sup>2</sup> )	土質材料の工学的分類*6),7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn (%)	掘削方法
第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずるもの	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	*排水に考慮するが降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。  *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	第2a種	800以上	人工材料	改良土{I}	—	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの	第3a種	400以上	人工材料	改良土{I}	—	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く)	第4a種	200以上	人工材料	改良土{I}	—	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第4種改良土		有機質土	有機質土{O}	40~80%程度	
(泥土)*1),9)	泥土a	200未満	人工材料	改良土{I}	—	
	泥土b		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	泥土c		有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
			高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

\*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

\*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

\*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し科学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。

\*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

\*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数。

\*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めするために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

\*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

\*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

\*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 環境庁通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。